

2021年3月17日
西日本旅客鉄道株式会社

「一時帰休」の継続実施について

京阪神地区で緊急事態宣言が解除された後もなお、新型コロナウイルス感染症の影響により、ご利用減少が続いていることを踏まえ、安全確保をはじめ公共交通機関としての役割を担いつつ、厳しい経営状況下においても社員の雇用維持、感染防止の観点から、以下のとおり4月も「一時帰休」を継続実施します。

1. 実施規模

病院を除く全箇所の社員等を対象として1日あたり約1,300名規模の一時帰休を実施

2. 実施期間

2021年4月1日（木）から2021年4月30日（金）まで